

『宋会要』道釈部訓注(三)

はじめに

本論は既発表の『宋会要』道釈部の訓注の続編である。前二回はいずれも賜号に関する記録であったが、今回は「僧道官」に関わるもので、内容は宋代の僧官と道官に関する詔の記録である。この分野にほとんど知識を持たない私達からすれば、今後の解明を俟たねばならない部分が少なくないが、理解に資するため宋代の僧官制度について知りうるかぎりを概観しておきたい。

はじめに参考にした先行研究を列挙すると、以下のとおりとなる。

高雄義堅『宋代仏教史の研究』(百華苑、一九七五)第二章「宋代の僧官制度」

本文中では、高雄・前掲書と略す。

明復『中国僧官制度研究』(台湾・明文書局、一九八一)本文中では、明・前掲書と略す。

謝重光・白文固『中国僧官制度史』(青海人民出版社、一九九〇)第六章「宋代的僧官制度」(連名での著作であるが、その後記には宋代以降の部分について白文固の撰述であると記されているため、本文中では白・前掲書と略す) 游彪「論宋代中央和地方僧官体系及其特徴」(『河北大学学报』一九九四年第四期)

本文中では、游・前掲論文と略す。

劉長東『宋代仏教政策論稿』(四川出版集團巴蜀書社、二〇〇五)第四章「宋代的僧官制度」。

本文中では、劉・前掲論文と略す。

永井政之
程本正
山元隆
吉田香苗
大澤邦由
初山友里

これらの先行研究の成果に依拠しつつ、宋代の僧官制度についてみると、宋代の僧官制度は大きく中央僧官と地方僧官の二種に分けられるらしい。

中央僧官について高雄・前掲書は、北宋代における東京開封の中央僧官の職位には、左右街の僧録、副僧録、講經首座、講論首座、鑿義が合わせて一〇員が設置されていたと指摘している(同書、五一頁)。一方、白・前掲書は、左右街の僧正、僧録、副僧録、首座、鑿義の一〇員及び名譽職的な「都僧録」があったことを指摘している(本稿〔51〕を参照)。また南宋では額外守闕鑿義が設置された。(〔54〕を参照)

これらの僧官は左右街僧録司に所属していた。僧録司は北宋では功德使、鴻臚寺に、南宋では礼部に隷属した。

また、西京洛陽にも僧録司があり、左右街にそれぞれ僧録、首座、副首座が設置された。地方僧官としては、州には僧正司に僧正、副僧正、僧判などが任命され、仏教の盛隆な一部の州には都僧正が設けられた。また、五台山と天台山にも特別に僧正が任命されていた。

これら僧官の職務については、高雄は『慶元条法事類』等によって次の六点を挙げている。試經撥度、受戒、紫衣師号、住持選舉と寺格の変更、沙門の遊行、勅額下付(高雄・前掲書、五一頁)である。これらの職務は中央僧官の場合も、地方僧官の場合も同様であった。

以上、宋代の僧官制度について概略を述べたが、詳細については明らかではない点も多く、今後の課題としたい。なおそれぞれの解説に際しては、前掲の先行論文や、

日中民族科学研究所編『中国歴代職官辞典』(国書刊行会、一九八〇)

趙德義、汪興明主編『中国歴代官称辞典』(團結出版社、一九九九)

などを利用したが、それらについても一一注記はしなかつた。

大澤

〔46〕

原文

景德二年御使殿、引対諸寺院主。首詢行業優長者。次補左右街僧官。先是道官、上令功德使選定還補。所置或非其人、多致謗議。故帝親閱試焉。

訓読

景德二年、便殿に御し諸寺院の主を引対して、首めに行業の優長なる者を詢り、次いで左右街の僧官に補す。是より先、道官は、上、功德使をして選定還補し、所置せしむるに、或いは其の人に非ざれば多く謗議を致す。故に帝親しく閱試す。

解説

景德二年（一〇〇五）、皇帝（真宗・趙恒）は便殿に諸寺院の住持を召し入れて、はじめに行いの優れた者を協議したうえで左右街の僧官に補した。これより以前、道官は、皇帝が功德使に選定させ、所置させたが、まま適任でない人物が選抜されたため、しばしば問題が生じた。そのため帝は自ら閲試することになったのである。このことについては、『仏祖統紀』巻四四、景德二年三月の条でも、

上は諸寺の住持は是より先きの僧職は遷補し或は其の才に非ることを以て、是に至りて召して便殿に見え、行業を閲試す。

（大正蔵四九 四〇二c）
として、『宋会要』と同趣旨の内容を記録している。

なお『宋会要』の本項の記事や、次に掲げる『統資治通鑑』長編『卷二二八』の記事から、功德使は開封府尹の支配下であり、僧録司を監督するものであったが、真宗の時代以降功德使の役割は相当に弱まっていったように見受けられる。

開封府推官の陳忱言わく、入内供奉官曹胎孫と共に僧衆を開宝寺に集め、僧志満、福聖院の主と為すべきことを定奪し、以て聞す。詔す、「開封、牒を給し差せ。自今、寺院に闕有りて当に補を宣すべき者は、補を宣し及び差官の定奪を罷め、止だ開封府をして僧録司を指揮して定

奪せしむ。此れに準じ牒を給せ。」開封府尹、旧と功德使を領し、而も左右街に僧録司有り。寺僧の差補に至りては、合に府県の僧司に帰すべきも、而して相い奏稟を承けて宣を降す。上、細務を澄省せんと欲し、諸此くの如き類、悉く有司に帰せしむ。

（中華書局本、第一六冊、五五四四頁）
ちなみに高雄も、『大宋僧史略』巻中「管屬僧尼」の条の今、大宋に至りて、僧道は並びに功德使に隸す。出家、乞食、経業の策試は則ち功德使に関わり、祠部の出牒は二曹に係わる。

（大正蔵五四 二四六a）
によって宋代の功德使は唐代のそれに比べて地位も実力もかなり低いものであったとしている（高雄・前掲書、三七頁）。

初山

〔47〕

原文

大中祥符二年十一月詔、諸州僧道依資転至僧道正者、毎年承天節前、具所管僧道及寺観分析、為僧道正已来年月歳数、名行、有無過犯、開坐以聞。

訓読

大中祥符二年十一月詔す、諸州の僧道の資に依りて、僧道正

に転至せし者は、毎年の承天節の前に、所管の僧道及び寺観の分析を具え、僧道正と為りて已来の年月歳数、名行、過犯の有無を開坐し以聞すべし。

解説

大中祥符二年(一〇〇九)十一月の詔。諸州の僧正又は道正になった僧や道士で、その資質を認められて昇任しようとする場合は、真宗の誕生日である承天節(二月二日)以前に、管理されるところの僧道官や寺観の評価を揃え、僧道正となつてからの勤続年月、世間の評判、犯罪の有無を書き、上奏しなければならなかつた。

ところで高雄・前掲書(五二頁)や游彪の成果によると、僧正には「七年の任期」が定められており、私罪を犯さず職務を全うした者には紫衣が付与されたというが、『慶元条法事類』巻五〇の「保奏僧道正再滿七年陳乞師号状」には、

州司をして某人を契勸せしめ、昨某年月日に於て管内僧正或いは道正を幹辦に差充せしむ。某年月日に至りて七周年に及び、已に紫衣に到り給うことを保奏す。某年月日より、某年月日に至るに、再び七周年に及び、別に私罪無ければ、今來、條に依りて台該まに師号を陳べ乞つべし。

(新文豊本、四七七頁)

と、就任から七年を経たら紫衣を付与し、さらに七年の間問

題がなければ師号を求めることができる。つまり七年という期間は任期ではなく、職責を果たした者に對し褒賞の意味を込めた紫衣を与えるために設けられた期間であると考えられる。

僧正、道正に任期が定められていたかどうかという点をめぐっては、より一層の吟味が必要だが、いずれにせよ、昇任が認められるためには、毎年承天節前に僧道正らが監理する僧道官や寺観による評価、点検を報告しなければならなかつたのだらう。

吉田

[48]

原文

三年閏二月、命知制誥李維、直史館路振、直集賢院祁暉宿于中書、出經論題考試、左右街僧官而還序焉。

訓読

三年閏の二月に、知制誥の李維、直史館の路振、直集賢院の祁暉をして中書に宿らしめ、經論の題を出して考試し、左右街の僧官をして序を還せしむ。

解説

本項は、大中祥符三年(一〇一〇)の閏二月、知制誥李維、

直史館路振、直集賢院祁暉などの三人を中書省に覆泊まりをさせ、そこで左右街僧官の昇進の順序を決める試験問題を作製して試験を行わせた記録である。

本項とほぼ同じ内容を有する記述は、『統資治通鑑長編』卷七三にも見える。すなわち、そこには、

（真宗大中祥符三年）閏の二月の壬子に、左右街の僧官を遷せしむ。旧例は、僧職の遷補は、^ただ開封に委せるに濫りに選する者衆し。是に至りて、知制誥李維等をして中書に宿らしめ、経題を出して考試せしめて、後に序を遷せしむ。道官は尋いで亦た此の例を用ゆ。（下略）

（中華書局本、第六冊、一六五七頁）

とある。これによれば、序列を確定するために行われたこの試験は、まず左右街の僧官を対象にしたものであるが、評判がよかったのか、それから二ヶ月後に、道官にも科せられたという。しかも、この記述による限り、旧例として、僧職の遷補の際に、開封府の裁量に委ねていたが、不適格者の登用が多かったことからして、制度自体が見直され、右のように僧道官の試験が行われたという。本項だけでは十分に明らかにしえないこのような僧官試験がおこなわれた原因は、おそらくは『長編』の述べるようなものであったらうと推測される。

また、知制誥という役職については、唐代に始まったもの

で、宋代に入ってもそのまま沿用され、皇帝の詔の起草を司っている。これはもともと中書舎人の職掌であったが、後に他の役職に代行されるようになり、「官知制誥」と称するに至ったのである。さらに宋代では、翰林学士で知制誥の官銜を持つものは「内制」と称され、他の役職で知制誥の官銜を持つものは「外制」とされる。

李維は、『新安志』卷九や『四庫全書總目提要』卷八四、史部四〇の『邦計彙編』にある項目説明などの内容によれば、字は仲方、洛州肥郷の人で、雍熙二年（九八五）に進士となり、中書に入ってから、翰林学士、工部尚書、柳州觀察使などを歴任したという。

集賢院は、唐代に始まる文学三館（弘文館、史館、集賢院）の一つで、中書省に隷屬し、文書、布告などの作成や経籍の校正などを司る部署である。宋代は唐代の制度をそのまま沿用し、その長に、大学士（一人）が置かれ、宰相をこれに充てるという。そして、その下に学士、直学士、修撰などの役職が設置されている。

路振は、字は子発、永州祁陽の人で、唐の宰相を務めた路巖の四世の孫である。『宋史』卷四四一、列伝二〇〇にその伝記がある。

さらに史館は集賢院と同様に唐代に始まる文学三館の一つに数えられる官署である。そこにも学士、直学士が置かれて

いたようである。なお、初めて配属されて、職歴の浅いものは、学士よりワンランク下の直学士に任命されるといふ。

祁暉は、字は坦之、萊州膠水の人で、淳化三年(九九二)に進士となつてから度支員外郎や直集賢院を歴任した。天禧年間(一〇一七—一〇二二)、知濰州になつたが、在任中に母がなくなつたために、官職を辞して、六年もの間墓守を続けていた。その親孝行ぶりが天子の耳にも入り、褒賞されたといふ。『宋史』巻四五六、列伝二二五にその伝記がある。

程

〔49〕

原文

八年七月詔、今後諸州軍、監僧道正、有關委知州通判、於見管僧道内、從上選折。若是上名人、不任勾當、即以次揀選。有名行經業、及無過犯、為衆所推、堪任勾當者、申轉運司、体量詣奏。令本州軍、差補勾當訖奏。候及五周年、依先降指揮施行。

訓読

(大中祥符)八年(一〇一五)七月に詔す、今後、諸州の軍は、僧道正を監し、關有らば知州、通判に委ね、見に管する僧道の内にて於いて、上従り選折せよ。若し是れ上の名人、勾當に任えざれば、即ち次を以て揀選せよ。名行、經業、及び

過犯無くして衆の為に推さるる所有りて、勾當に堪任する者は、転運司に申して、体量詣奏せしむ。本州の軍、差補勾當し訖りて奏す。五周年に及ぶを候ちて、先に依り指揮を降し施行す。

解説

地方の僧官の任命を知州や通判が行うことを述べる。それまで功德使の管轄下に置かれていたと推察される僧道正を各州軍の監督下に置くものとし、欠員があつた場合は、州官である知州や通判に命じて有徳の人物の順に任命し、もし最初の候補者が任務に堪えないようであるなら、次の人を選んで補任する。名行(行い)がよく、經学(学問)がすぐれ、過ちがなく、人々の推挙があつて、任務に堪えられる人物であつたなら、転運司に伝えてよくよく判断させ、任命がすんだら報告せよと述べる。本文に「五周年に及ぶを候ちて、先に依り指揮を降し施行す」とあるから、この詔は直ちに発効させず、五年の経過をまつて施行させたらしい。

ちなみに地方僧官の任命については、高雄・前掲書において言及されるが、それによれば高雄は『慶元条法事類』道釈門の道釈令における

諸州の僧道正の關くるあらば、副正もて通選せよ。如し無く、或いは遷に應ぜざれば、即ち次を以て選ぶべし。

行業に私罪なく、衆の推服する所の者有れば充つべし。並びに本州の界内にて受業する者を謂う。七年、私罪なければ、本より保奏に属す。已に師号有る者は奏せざれ。

(卷五〇、新文豊本、四七六頁)

諸もろの僧道の正副、及び寺觀の主首にて寺を主とり、差補に應ずる者は本州にて帖を給う。其の旧のごとく宣勅を降す者には尚書礼部に申すべし。

(卷五〇、新文豊本、四七六頁)

の二つの例を掲げて、前者は大中祥符八年の詔勅と合致し、後者によって「地方僧官の任命辞令は、知州通判より出すのと、宣勅によるものの二つの場合があり、勅遣補任の場合には、後に尚書礼部に移管されたことが分る」(高雄・前掲書、五〇頁)と述べている。

なお「知州」の職について、清の黄本驥『歴代職官表』(上海古籍出版社、一九八四年)は次のように言う。

知州。州の長官は本と刺史と為す。唐代の後期、藩鎮跋扈すれば、州の刺史、多くは武力集団を為り、自ら委派(部下に権限を委ねて派遣すること)を行するに、害と為ること甚だ烈し。宋の太祖、其の弊を矯さんとして、首先是節度使の赴任を遣わさず、而も其の駐在の州に於いて亦た刺史を補わず、別に文臣を派すに本官を帯せし

め、時に臨んで此の州の事を代理せしむ。故に稱して知州事と為す。以後、一刺史の缺出する毎に、或いは一地を収め復す毎に、即ち暫く一知州を派す。日、久しくして後、刺史は逐漸に消滅し、所有ての各州は、皆な只だ知州のみ有り。

(同書、九四頁)

同書は右に続いて『文献通考』を引用しつつ、宋代以後の知州の制について論ずるが、今は略す。また通判については次のように言う。

通判は本と同知と二字の意義は相い近し。但し同知には尚お副職の意有り。而して宋代の初め、通判を設くるの時、職権は幾んど知州知府と異なることなく、名づけて佐官と為すも、實際は是れ共同に責を負い、甚だしきに至りては還つて是れ知州知府の監視者なり。

(同書、一三三頁)

右に続いて『文献通考』が引用されて、通判の制について論じられているが、今は略す。また転運司について『中国歴代職官辞典』は次のように解説する。

唐代、各道の財賦を京師に搬入するためこの官をおいた。その後、宋の太祖の時、また各道に転運使をおき、はじめは軍糧の管理に当らしめたが、後には辺境における盜賊の取締りから刑訟および金穀等の管理にまで及んだ。

これがために遂には一路の監察官となった。また宋代の
転運使は各路の財賦の司官であり、都転運使の次官であ
る。

(同書、二七六頁)

これによつて転運司が各地方のさまざまな利権を担つたこ
とがわかる。

永井

[50]

原文

天聖八年正月、以僧道官闕、詔開封府選試僧、具名以聞。

訓読

天聖八年正月、僧道の官の闕けたるを以て、開封府に詔して
僧を選試し、名を具し以て聞せしむ。

解説

天聖八年(一〇三〇)正月、僧官・道官に欠員があるので、
開封府に対して、試験に拠つて僧官・道官を選び、その名を
奏上せよと詔した記録である。

これに関して、『統資治通鑑長編』巻一〇九には次の記事
がある。

(天聖八年二月)丙申、上封者言わく、今より僧官を選

補するに、須らく四十臘・二十夏以上を経るべし、仍^か
て六科の考試を設けよ、と。開封府に詔して左右街に下
し、妻を具し以て聞せしむ。而して卒に応格する者無け
れば、乃ち次に補すこと旧の如くせよと命す。

(中華書局本、第八冊、一五三六頁)

これによれば、僧官を選び補う時には、四〇年の法臘及び、
二〇年の安居以上を経ていることを条件とし、さらに六科目
の試験を課すべきだという上妻があり、開封府に詔を下した
が、条件に合うものが現れず、旧来どおりとなつたという。
六科の考試について、劉長東「宋代の僧官制度」(同氏・前
掲書、一〇二頁)で言及している。それによれば、科挙の六
科考試と何らかの関係があると思われるが、僧官の「六科考
試」が具体的に何を指すかについては定かではない。

ところで、白文固・趙春娥『中国古代僧尼名籍制度』(青
海人民出版社、二〇〇二)の記すところに拠れば、唐末の制
度では、試験得度の際、男子は經典百枚を暗誦し、五百枚を
読解すること、女子は七十枚を暗誦し、三百枚を読解するこ
とを必要としたという。一枚を一七字二五行とすれば、一紙
四二五字となり、男子の場合、度牒を受けるためには四二五
〇〇字を暗誦し、一二七五〇〇字を読解しなければならなかつ
た(同書、九七頁)。宋代の制度はこれを基本にしている
と考えられ、これよりすれば、六科の考試がどのようなもの

だったかも知れぬことができよう。

『宋会要』の記事は正月、『統資治通鑑長編』の記事では同年二月であり時間のずれはあるものの、この二つの記事には関連性があると思われる。

本論〔48〕には、大中祥符三年（一〇一〇）の閏二月の記事として中書省において僧道官の序列を決める試験を行わせた記録があるが、本条、天聖八年（一〇三〇）でも同様の詔が下されていることから、僧道官の質の低下の課題が引き続き問題となっていたことが看取される。

大澤

〔51〕

原文

五月、開封府言、勸会左右街僧正僧録管幹教門公事、其副僧録、講經論首座、鑿義並管幹教門公事。詔今後左右街副僧録並同管幹教門公事。

訓読

五月、開封府言わく、勸会するに、左右街の僧正、僧録、教門の公事を管幹するも、其の副僧録、講經論首座、鑿義並同な教門の公事を管幹せず、と。詔す、今後、左右街の副僧録並同な教門の公事を管幹せよ、と。

解説

天聖八年（一〇三〇）五月に、開封府の、左右街の僧官の職務について調べたところ、僧正と僧録は「教門公事」を管理しているが、副僧録と講經論首座と鑿義は「教門公事」を管理していないとの奏上に対し、副僧録も左右街の僧正、僧録同様に「教門公事」を管理せよという勅令が下った記録である。

この記事は、宋代の僧官制度の構造を知るうえで重要な資料であり、次に述べる三点の事柄を読み取ることができる。

一点目は、天聖八年以前は左右街の僧正・僧録が「教門公事」を管理したが、天聖八年以降は、それに加えて副僧録も「教門公事」を管理するようになったことである。教門の公事、つまり仏教界における朝廷関係の事務が具体的に何を指すのかについては定かではないが、冒頭に述べたように僧官の職務には、試經撥度、受戒、紫衣師号、住持選挙と寺格の変更、沙門の遊行、勅額下付などの任務があったことが参考になる。本項において副僧録を加えてこれらの事務を行うことになったのは、その事務の増加に起因するであろう。

二点目は、講經論首座、鑿義の二つの官職はこの詔の後も「教門公事」に関係しなかったことである。ただし、高雄は『景祐新修法宝録』巻一六の記事を論拠として、西京では講經論首座、鑿義があるいは「教門公事」を担当することもあ

つたと指摘している。

(大中祥符八年(一一〇一五)冬十一月)詔す、証義沙門修静を以て右街講經首座と爲し、重珣を左街鑿義と爲し、

西京の左右街の教門の事を分知せしむ。

(『景祐新修法宝録』卷十六 磧砂大藏經第四〇冊六九五頁)ここでいう西京とは北宋代の西京、洛陽のことである。大中祥符八年(一一〇一五)の西京においては講經首座・鑿義が教門の公事を担当したのに対し、天聖八年(一一〇三〇)の開封では副僧録までが「教門公事」を担当し、講經論首座・鑿義は教門公事を担当しなかつたということになる。このようなことから、場所、あるいは時代によつて僧官の職能に差があつたことが看取される。

三点目は、開封における中央僧官の職位には左右街それぞれに、僧正、僧録、副僧録、講經論首座、鑿義の五種があつたということである。

北宋代の中央僧官の官職について、高雄・前掲書によれば僧録、副僧録、講經首座、講論首座、鑿義が左右街それぞれに任命されたと指摘し(四四頁)、僧正については地方僧官の官職名であるとして、中央僧官の官職としては認めてはいない。また、講經論首座を講經首座、講論首座の二種類に分けて解釈している。

白文固は高雄とは意見を異にしている。すなわち白文固は

僧正、僧録、副僧録、首座、鑿義を中央僧官として認め、さらに名譽職的なものとして「都僧録」があつたとする。

ここで問題となるのは次の三点である。第一に「講經論首座」を講經首座・講論首座の二つに分けうるか否か。第二に「僧正」を中央僧官として認め得るか。第三に高雄が触れていない「都僧録」についてである。

第一点目の「講經論首座」を考える際に問題になるのは、「講經首座」という名称が見られる資料は比較的多く存在するが、「講論首座」という名称が見られる資料はそれに比べ少ないという点にある。これについて高雄は『天聖釈教総録』巻下及び『参天台五台山記』を挙げて説明する(高雄・前掲書、四五頁)。高雄が言うように、『天聖釈教総録』巻下の末尾には次のようにある。

同編修左街講經首座演法大師賜紫沙門臣 惠方

同編修右街講論首座広済大師賜紫沙門臣 紹賢

簡長

(『天聖釈教総録』巻下 磧砂大藏經第四〇冊 六六六頁)この資料において、講經首座と講論首座という官名は並記されているから、そこに何らかの区別があつたということが確認できる。また高雄は、南宋において講經論首座という名称が見当たらないので、恐らく南宋においては廃止されたの

ではないかということも指摘している。

ところで、『大宋僧史略』巻中「僧主副員」に見られるように、副僧録という僧官は、唐末において唐末乾寧中に三教首座という名称を改めて立てられたのが始まりらしい。しかし、北宋代では副僧録と首座を別々に立てている。『大宋僧史略』巻中「講經論首座」に「今、大宋に講經講論首座有り。乃ち僧録の外に別に立つるのみ。」(大正蔵五四 二四四b)とあるのは、唐朝では三教首座に替わって副僧録が立てられた故に、宋代では違うことを強調しているのである。

二点目の僧正についてはどうだろうか。高雄は『宋会要』に開封府の僧官の名前として僧正という名称が出ることを「奇怪に感じる」(高雄・前掲書、四三頁)としている。というのは、他の宋代の諸文献に僧正が中央僧官の称号として使用した例がないからである。そこで高雄は宋初草創の際、呉越国にこの僧正という中央僧官名を用いた例があるので、そこから『宋会要』にこの僧正という名称が書かれているのではないかと考え、北宋の開封府に左右街僧正という官職はなかったと結論づけたのである。

たしかにいま『大宋僧史略』巻中「立僧正」を見ると、僧正は「州ごとに一員を置く」(大正蔵五四 二四三a)との記載があり、ここでは僧正を中央僧官としては扱っていないように見える。『釈氏要覽』巻上「僧正」にもこれと同様の

記述がある(大正蔵五四 二六二a)。

一方、白文固は僧正を北宋代の中央官職として少なくとも北宋前期には存在したと認めている(白・前掲書、一六一頁)。白はその根拠として『宋会要』の本条を挙げているのだが、その地位など具体的なことには触れていない。

また、游彪は『仏祖統紀』巻四三の次の箇所を挙げる。

(太宗太平興國五年(九八〇)正月)詔す、五台の十寺を重修し、沙門芳潤を以て十寺の僧正と爲す。

(大正蔵四九 三九七c)

游彪はこの僧正とは五台山十箇寺の最高管理者であり、恐らくこれと同じような性質・職能を左右街僧録司設置の僧正も有していたのではないかと推測している。

三点目について、都僧録の名は『仏祖統紀』巻一・巻一七・巻四七等に散見する。本論の〔58〕に記されたように、若訥は淳熙二年(一一八四)に「両街都僧録」を授かっているが、これは若訥が興福寺に隱居する際に、特別に授けられた官職であり、ここから察するに実質的職能を伴わない非実職的僧官らしい。

若訥が授かった「両街都僧録」の他にも、僧録という官職名には、「左街僧録」、「右街僧録」や「両街僧録」、「左右街僧録」という名称も存在する。たとえば、『仏祖統紀』巻四二には

(開成元年(八三六)正月)勅す、沙門雲端を左右街僧録に充つ。

(大正蔵四九 三八五b)

とあり、『仏祖統紀』巻四には

(咸平四年(一〇〇一)五月)史館修撰左右街僧録贊寧亡す。

(大正蔵四九 四〇二b)

とあるものなどである。游・前掲論文では「両街僧録」や「左右街僧録」という名称を理解するのに苦労するものとして三点の可能性を挙げている。一つには右街僧録に既に任じられている僧侶が更に左街僧録に任じられたという説。二つには左街僧録や右街僧録のさらに上に「両街僧録」、「左右街僧録」という僧官名があったという説などである。しかし、この二つの可能性に関して現段階では判断を保留としたい。

大澤

[52]

原文

嘉祐七年二月二十四日開封府言、左街道録陳惟幾等状。竊覩僧官毎年遇聖節、許令進功德疏。自僧録至鑿義十人、各蒙賜特敕祠部度一名係帳行者。緣道釈二教遭聖辰、祇応修崇事体相類。唯道門人数最少、乞依僧官体例。從之。

訓読

嘉祐七年二月二十四日、開封府の言く、左街道録の陳惟幾等伏ぶるに、竊かに覩るに、僧官は毎年、聖節に遇うに、許して功德疏を進めしむ。僧録より鑿義に至るまでの十人、各おの特に祠部に敕して、一名の係帳行者を度すを賜うを蒙る。道釈の二教は聖辰に遭うに縁り、祇だ応に体相を崇事するの類を修す。唯だ道門の人数、最も少なければ、乞うらくは僧官の体例に依らんことを。之に従う。

解説

嘉祐七年(一〇六二)二月二十四日、左街道録であつた陳惟幾らの陳情を開封府が皇帝に上奏したものである。それによれば僧官は皇室の聖節に際して功德疏を上奏し、それにより当該の僧官にそれぞれの係帳行者一人を得度させる許可が下賜されているという。「僧録より鑿義に至る十人」とは、[51]に記される左右両街の僧録・副僧録・講經首座・講論首座・鑿義の十の職位を指す。後段では、そもそも道釈二門は聖節に際して同じように皇帝の聖寿無窮を祈祷しているにもかかわらず、道官に対する得度者の数が僧官に比べて人数が少ないので、僧官と同じように得度を許してほしいという陳惟幾らの陳情を開封府が受け、上奏したところ許可が下りたといふ。

なお参考のために中峰明本(二二六三—二二三三)の『幻住庵清規』に収録される「功德疏」を掲げておく。

生日に送る 生申・慶育の両句、随意に一句を取りて用いよ

某州某菴、沙門某。今月某日伏して某人の 生申の令旦、慶育の辰 に遇う。謹んで香燭を備え、恭しく寿筵に詣し、金剛般若波羅密經、某經某呪を披閱し、無量寿仏の嘉号を称揚す。集むる所の功德は、某生の本命星君、大小の二運、傍臨の正照、吉威の星斗に祝賀す。茲の善利を納めて寿命延長ならん者なり。右、伏して以みれば、偉人世を聞て（た）生まれ、適たま此の日に逢う。吉宿、天より降り、乃ち斯の辰に遇う。香雲、金鼎の祥を騰げ、燭花、玉台の瑞を現す。虚しく貝葉を虔披して椿齡を茂長す。惟だ願わくは、満屋の歡声、青山の年、老いざらんことを頌し、盈門の道氣、緑水の福、常に流ること慶せん。恭しく惟みれば仏日、洞明にして、星天、朗鑒ならんことを。謹んで疏す。

年月 日具位某疏。

皮もて封じ紅紙食頭 經翻竜蔵 寿祝龜図 を用ゆ。具位某謹封す。

(続蔵二 一六五 五七七)

山本

[53]

原文

元豊三年十月九日、詳定官制所言、訳経僧官有授試光祿、鴻臚卿者。今除散階已罷外、其帶卿少官名、実有妨礙。欲乞以授試卿者、改賜訳経三蔵大法師。試少卿者改賜訳経三蔵法師、其師号及請傳之類並依旧。詔、試卿者改賜六字法師、試少卿者四字、並冠訳経三蔵。余依旧。

訓読

元豊三年十月九日、詳定官制所言わく、訳経の僧官、試光祿・鴻臚卿を授かる者有り。今、散階已に罷むものを除く外、其れ卿、少官の名を帯ぶる、実に妨礙有り。欲乞わくは試卿を授かる者を以て、改めて訳経三蔵大法師を賜い、試少卿の者は改めて訳経三蔵法師を賜い、其の師号及び請傳の類は並べて旧に依らんことを、と。詔す、試卿の者は改めて六字の法師を賜い、試少卿の者は四字、並べて訳経三蔵を冠せよ。余は旧に依るべし。

解説

本項は、『宋会要』において欠損していた部分を、『宋会要輯稿補編』三三三頁の成果によって補つたものである。

元豊三年(一〇八〇)一〇月九日、詳定官制所が、訳経僧官に授けられた「光祿卿」「鴻臚卿」などの官名について、

妨げとなるので、卿を授かっている者に対しては「訳経三蔵大法師」を、少卿を授かっているものに対しては「訳経三蔵法師」を改めて与え、師号・俸禄に関しては従来どおりにしてほしいという報告を行った。それに対する、「卿」を授かっているものには六字の法師号を、少卿を授かっている者には四字の法師号を、それぞれ訳経三蔵を冠して与え、その他に関しては従来どおりに行えという勅令の記録である。

卿・少卿はそれぞれ長官と次官を表す。「今除散階已罷外」という一文は解釈しにくい箇所である。散階とは実質的職務に当たっていない官職を指し、已罷は已にその職から退いているということの意味すると思われるが、具体的にどのような人を指すのかは未詳である。

ところで本項は元豊の官制改革と大きな関係がある。いま周藤吉之・中嶋敏著『中国の歴史、第五巻 五代・宋』(講談社、一九七四)によれば、次のようになる。すなわち元豊以前の北宋代初期においては三省六部九寺五監のそれぞれの名称は階級や俸禄を表すものに過ぎなかった。これはいわゆる階官というもので寄禄官とも呼ばれる。実際の職務については令外の官の官名を別に立てて実際の職務を担当させた。

元豊の官制改革では、唐の制である三省六部九寺五監の官名を実際の職務を伴ったものに戻そうとした改革で、この改

革は王安石の青苗法などの改革の結果、三司と司農寺に分断された国家財政を一つに統合させようという目的のもと行われたという。光禄や鴻臚にもその名称に伴う実質的な職務は無く、俸禄を示すのみであった。本文中の「実に妨礙有り」とは、元豊の改革がこれらにも職務を持たせようという改革であったため、訳経僧官がこの官名を持っていたことが改革の妨げとなっていたことを意味すると思われる。

光禄と鴻臚とは唐代からの官僚の制度である、三省六部九寺五監のうちの、それぞれ九寺の一つである、光禄寺及び鴻臚寺を指す。光禄の名は前漢の九卿に遡る。唐代には光禄寺として祭祀の宴会を司った。また鴻臚は、前漢の大鴻臚に依り、北斉の時、鴻臚寺が置かれ、帰順外夷の司官から宮中賓客の引導接待の官となり、その後行礼のことが加わったが、各時代によってその職務が異なった。北宋に入り、光禄と鴻臚とは共に本来の職務は失われ、光禄卿、光禄少卿、鴻臚卿、鴻臚少卿という品位を表す官名、として存在した。

白文固は「この種の僧俗不分のやりかたはその弊害が甚だしかった」のでこれを改めるためにこの改革が行われたと記しているが(白・前掲書、一六三頁)、これは僧俗を切り離すために行われたのではない。なぜならば、名称が変わっただけで、俸禄は従来どおり与えられたのであり、朝廷との関りは変わっていないからである。

『皇宋通鑑長編記事本末』卷八〇にも本条とほぼ同文を記載する。また『仏祖統紀』巻四五には次のようにある。

詔す、詳定官制の朝議、以つて唐より本朝に至るまで、訳経僧官皆光祿卿或いは鴻臚卿を授試さる。今後改めて訳経三藏法師を賜い、試少卿の者は三藏法師を賜え。

(大正蔵四九 四一五b)

ところで、宋代の訳経僧官は太平興国五年(九八〇)に設置された訳経院(同八年(九八三)に伝法院に改称)において、密教経典を中心に翻訳を行った。『宋会要』「伝法院」にこれに関係する記録があるが、後日論する予定もあり、ここでは割愛する。

大澤

〔54〕

原文

崇寧元年五月四日詔、僧道官免試超越職名、補額外守闕鑿義之類。自今雖奉特旨衝改旧条等指揮、令省子細獎勵具有礙是何条法、聞奏更不施行。

訓読

崇寧元年五月四日、詔す、僧道の官において、試を免じ職名を超越して、額外守闕鑿義の類に補す。今よりは特旨を奉ずと雖も旧条等の指揮と衝改するが、省に令して子細に契勘せ

しめ、是れ何の条法に礙り有るかを具さにして聞奏せよ。更に施行せざれ。

解説

崇寧元年(一一〇二)五月四日に発せられた詔の記録である。すなわち道釈の二門に対し、試験を免除し職名を問わず、額外守闕鑿義に任命するという。これ以後、この特旨に旧来の詔勅の定めるところが抵触した場合は、官署に命令して仔細に調査させ、法律のどの部分に礙りがあるかを詳細にして上奏させ、その法令を施行させないようにするという。

「鑿義」は僧録・副僧録・講經論首座の下に置かれ、庶務を担当する僧官であるが、ここでは額定以外すなわち規定人数以外のものとして「額外守闕鑿義」の役職を新設したことが知りうる。この職の任命に当たっては、〔48〕〔50〕で課せられた僧官登用のための試験が免除され、また候補者の職名も問われなくとする。これらの記述から推して、額外守闕鑿義は「鑿義」の下に設けられた役職であると考えられる。また「職名を超越する」の部分は僧官としての職位の意味ではなく、僧としての地位、たとえば住職とか知事とかの役職を指すものと推測できよう。ちなみに高雄は「額外守闕鑿義」が設置された理由について「空名度牒の発行や紫衣師号の濫授等の為め、事務が遽に増した結果である」と(同氏・前掲

書、四五頁)と述べている。

山本

[55]

原文

紹興元年六月二十一日詔、前右街額外守闕鑿義宝月大法師訓係考試勅補僧官、昨縁与慈孝寺整会常住地主、勅令還俗。

已於宣和元年八月内、復宝月大師依旧為僧。自差充主管昭慈獻烈皇太后梓宮前道場、並無遺闕、可特与依旧充右街額外守闕鑿義。

訓読

紹興元年(一一三一)六月二十一日詔す。前の右街額外守闕鑿義の宝月大法師、考試に訓係すれば、勅して僧官に補さんとするも、昨縁もて慈孝寺の与に常住地の主を整会せしめんとし、勅して還俗せしむ。

已に宣和元年(一一一九)八月の内に於いて、宝月大師を復し旧に依りて僧と為す。差充して昭慈獻烈皇太后の梓宮前の道場を主管せしむるに、並べて遺闕なければ、特に与えて旧に依り右街額外守闕鑿義に充つ。

解説

紹興元年(一一三一)六月二十一日詔すに、右街額外守闕

鑿義の任にあつた宝月大法師を、考試(試経得度)に果たした功績をもつて僧官に昇任させようとしたが、昨縁(以前からの縁)もあり、慈孝寺の常住の地を整備させるため、勅を下して還俗させた。

これ以前の宣和元年(一一一九)八月、(還俗していた)宝月大師を重ねて出家させた。差配して昭慈獻烈皇太后(北宋、哲宗の後の孟氏)の梓宮(陵)の道場(江蘇省武進県の旌忠薦福禅院)を管理監督させたところ、万事遺漏がなかつたので、特に与えて以前のように右街額外守闕鑿義に任命していた。

政治との強い結びつきの故か、出家と還俗を繰り返したことが明記されるといふ、他にあまり例を見ない履歴の持ち主である宝月大法師については、当面これ以上に言及できず後致を俟ちたい。

慈孝寺については、『汴京遺迹志』巻一〇に次の記事がある。

慈孝寺は雷家橋の西北に在り。故駙馬都尉呉元辰の宅なり。天聖二年(一〇二四)十二月詔して寺を建て、真宗の神御を奉ず。初め議して慈孝と名づく、時に太后の号に此の二字有れば、改めて今の名を賜う、云々。

この記事から、慈孝寺は東京(開封)にあり、駙馬都尉呉元辰の故宅であつたことが分かる。ちなみに呉元辰につい

ては『宋史』卷二五七・列伝一六等に立伝される。

それにしても『宋史』卷九、仁宗本紀に、

(天聖五年冬一〇月)癸酉、真宗の御容を慈孝寺崇真殿に奉安す。

(中華書局本、第一冊、一八四頁)

とあることや、『宋会要』のそのほかの記事を総合すると、所謂「仏教史」の中ではさほど注目されることのない慈孝寺であるが、真宗とその妻である莊獻明肅皇太后の御容が祀られていたことなどからして、政治との結びつきには極めて強いものがあつたことが分かる。

また『広灯録』卷一九、法眼宗の慈済文勝(？)一〇二六

章の次の記事は、北宋に生きた禪者と政治権力との關係を彷彿とさせよう。なお文勝は、法眼 清涼泰欽 雲居道齊 文勝と次第する。

師(文勝)承天寺より法席を辞退しての後、數載、本州の興慶庵に隱居す。天聖四年(一〇二六)、朝廷は故駙

馬都尉吳元辰の宅を以て特に捨して精舎と爲す。御書もて額を賜ひ慈孝寺と爲す。京国中に於いて聳て禪林を建つるなり。是の年の春、詔して住持せしむ、云々。

(続藏二乙八五 四四四)

昭慈獻烈皇太后については、既刊の『宋会要』道釈部訓注(二)の「32」を参照されたい。なお宣和元年(一一二一

九)の時点では皇太后は存命中であるから、「梓宮の予定地」と読み取るべきかもしれない。『咸淳毘陵志』卷二五に次のようにある。

旌忠廟福禪寺は歷山に在り。梁の大同三年(五三七)建つ。法雲と名づく。唐の會昌中(八四一 八四六)廢す。咸通(八六〇 八七四)に重建し、亦た慧山と名づく。至道中(九九五 九九八)、更に普利と名づく。紹興の初め(一一三一 一一六二)、昭慈聖憲后の宅となり、請うて墳刹と爲し今の額に改む。

永井

[56]

原文

五年正月十五日詔、左鑿義德信、特補右街副僧録、主管教門公事。令承替思彦、住持図覺院、依旧崇奉太上本命香火。訓誦

(紹興)五年(一一三五)正月十五日詔す、左鑿義の德信、特に右街副僧録に補し、教門公事を主管せしむ。思彦と承替して図覺院に住持し、旧に依りて太上本命の香火を崇奉せしむ。

解説

原文の「図」は「円」の誤りである。紹興五年(一一三

五) 正月十五日に詔が下され、左鑿義の徳信を右街副僧録に昇任させて教門の公事の責任者とし、また思彦と円覚院の住持職を交代して太上皇帝の供養をさせたという。

徳信、思彦、いずれも未詳である。円覚院(円覚寺)については、『咸淳臨安志』巻七九「自涌金門外至錢湖門」に次の一文がある。当面その位置を特定できないが、大昭慶寺や靈芝寺、保叔塔の近くらしい。

天申万寿円覚院は、旧は修証了義法師の塔院なり。紹興の初め(一一三一—一一六二)、旨もて円覚院を重建す。高宗皇帝の御書せる寺額「帰雲」の堂扁、及び「三昧正受」の四大字の閣扁、寿皇聖帝の賜る御書の円覚経及び御書の聖製詩二首あり。両朝、皆な臨幸せられ、御座、御榻有り。理宗皇帝の御書せる「清涼覺地」の四大字を方丈の扁と為す。又た御書の千字文の碑、及び蘇文忠の書す華嚴破地獄偈の碑有り。

南宋初代皇帝高宗による「帰雲」の揮毫から推して、それは北の地で没した徽宗や欽宗追悼のために建立された寺とみてよいであろう。『釈氏稽古略』巻四に、

宋、勅して臨安府の西山に於いて天申万寿円覚寺を建て成る。四月十九日、藩邸の看經僧、徳信に令して香火を奉ぜしむ。理宗の宝慶二年五月十三日に至り、始めて師贊に詔して住持せしめ、伝十方天台教観とす。円覚の

碑刻。

(大正蔵四九 八九〇a)
とあって、後には天台系の寺として位置したらしい。

『釈氏資鑑』巻一一にも次の一文がある。

上、大円覚教寺に幸し、詩を題して云く、(中略)又た「帰雲」の二字を書き、以て主僧徳信に賜う。此れより屢しば浄慈の水庵一禅師、上竺講主の訥法師を召して入内せしめ、俱に辨才の号を賜う。

(続蔵二乙 五 一 一〇九c)

永井

[57]

原文

三十年七月六日、中書詔、皇后功德院住持天竺時思薦福寺慈授法灯大師子琳、特與補右街鑿義。

訓読

三十年七月六日に中書に詔するに、皇后の功德院の住持、天竺の時思薦福寺の慈授法灯大師なる子琳を、特に与えて右街の鑿義に補すべし、と。

解説

本項は、紹興三〇年(一一六〇)七月六日に、時の皇后の

功德院である時思薦福寺の住持で、慈授法灯大師の子琳を、右街の鑿義に補任させた記録である。さらにこの子琳が乾道元年（一一六五）一〇月六日に、右街鑿義から右街僧録に昇格したことは、次項〔12〕の内容からうかがえる。

時思薦福寺については、『釈氏稽古略』巻四（大正蔵四九八九〇a）の記述によれば、もともと天竺靈山寺だったが、紹興一四年（一一四四）にこの寺額を賜り、さらに憲聖烈烈皇后吳氏の先祖の香火を奉ずることを命じられたという。ちなみに憲聖烈烈皇后吳氏は南宋初代皇帝である高宗の皇后である。また当寺の変遷については、『咸淳臨安志』巻七九および卷八〇の記事が参考になる。まず卷七九には次のようにある。

時思薦福寺は九里松石嶺の下に在り。憲聖烈烈太皇太后の墳寺為り。高宗皇帝御書の時思薦福寺及び觀音心經一卷あり、太皇太后の聖駕、一再、臨幸せられ、金剛經題を御書せらる。其の後に云く、比（此方）に天竺時思薦福寺を重建し、宝塔既に成るに縁り、敬いて此の經を書し、塔中に於いて眞め、永く以て鎮めと為す。集むる所の功德は用て光堯寿聖憲天体道性仁誠徳経武緯文太上皇帝の聖寿無疆、今上皇帝寿歴延鴻とを祝り、云々。

一方同書、卷八〇「寺觀」の「下竺靈山教寺」の条でも関説される。

下竺靈山教寺は錢塘東の西一七里に在り。隋の開皇十五年（五九五）、僧の眞觀法師と道安禪師建ちて、南天竺と号す。唐の永泰中（七六五 七六六）、今の額を賜う。五代の時、五百羅漢院有るも後に廃す。大中祥符（一〇〇八 一〇一六）の初め、改めて靈山寺を賜う。天禧四年（一一〇二）、天竺寺の額に復す。紹興十四年（一一四四）、高宗皇帝は改めて天竺時思薦福寺の額を賜い、吳秦王の香火院と為す。慶元三年（一一九七）、太皇太后から旨有りて、下竺名刹を永く占すること欲せざれば、元の額に復して天竺靈山之寺と為すべしと。宝祐二年（一二五四）、改賜して天竺靈山教寺を額と為す。御書閣有りて累朝の宸翰を蔵素す、云々。

また、『武林旧事』巻五の「時思薦福寺」の項目には次のようにある。

吳益王の墳寺なり。旧は下竺を以て墳寺と為す。後に古刹を以て遂に別に此に於いて建つ。高宗、嘗て臨幸せり。吳太后の手書の金剛經に楊太后の跋有り、及び高宗の御書の心經は並べて石に刻み、下竺の靈山塔の下に蔵す、云々。

右の三つの記事を総合すると、隋代創建の下天竺寺は、紹興一四年に「時思薦福寺」と賜額され、高宗の皇后である吳氏の墳寺となった。しかし古刹であるという理由で、慶元三

年(一一九七)にもとの額に復されたという。たぶんこの時に呉氏の墳寺としての時思薦福寺は靈山寺からそれほど離れていない九里松に移転させられたのであろう。

慈授法灯大師子琳については、『仏祖統紀』巻二、(大正藏四九 一一三a)に、『慈覺永堪(淨慧思義の法嗣)の法嗣として立伝されている。これによれば、子琳は幼くして慈覺に師事してから、仏智端裕(一〇八五 一一五〇、圓悟克勤の法嗣)の門下に列し心要を究めた後、天竺靈山寺が慈福太后の要請によって功德寺院となったのを機に、勅命を受けてその住持となった。要をえた説法が有名で、かの大慧宗杲と夜を徹して対談したこともあり、宗杲に絶賛されたほどの人物で、慈受という師号も賜ったという。また、乾道元年(一一六五)春に、時の孝宗皇帝に招かれて仏法をめぐる次のような問答が交わされたという。

天子、「朕が仏經を讀もうとするときは、何を以てそのかなめとすべきか。」

子琳、「『金剛經』、『円覺經』は最も肝要なのだ。」

天子、「參禪する場合、どうなのか。」

子琳、「禪は須く自ら悟るべきである。」

天子、「何を以てその効果とすべきか。」

子琳、「体も心も澄みきって静寂になっていけば、自ずか

ら(真理に)かなうのであろう。」

そして、いまの「有道之士」について孝宗皇帝に尋ねられた時に、上天竺寺の慧光(58)を推薦したという。なお、子琳については明代の明河が撰述した『補統高僧伝』巻二、義解篇にも立伝されているが、『仏祖統紀』巻二の内容とほぼ同文である。また蛇足ながら上天竺寺には、北宋の仏教界を代表する慈雲遵式が住していたことが知られる。

程

[58]

原文

乾道元年七月二十五日、詔、凡以雨暘、祈禱觀音必獲感應、

上天竺住持僧若訥特補右街僧錄。

十月六日、詔、天竺時思薦福寺係壽皇太上皇后功德寺、住

僧右街鑿義子琳特補右街僧錄、監寺僧利宗特補右街鑿義。

訓詁

乾道元年七月二十五日に詔す、凡そ觀音を祈禱するに必ず感應を獲るを以て、上天竺の住持僧なる若訥を、特に右街の僧錄に補すべし。

十月六日に詔す、天竺の時思薦福寺は壽皇太上皇后の功德寺なり。住僧、右街の鑿義なる子琳を特に右街の僧錄を補すべし、監寺僧の利宗を特に右街の鑿義に補すべし。

解説

本項の前半は、乾道元年（一一六五）七月二五日に、雨暘の際に観音菩薩に祈祷して効果を挙げたことにより、上天竺寺の住持である若訥を右街僧録に補任した記録である。

後半は、一〇月六日に、上天竺の時思薦福寺は皇太子（高宗）の皇后の功德寺であるから、その住持で、右街鑿義である子琳を右街僧録に昇格させ、同寺の監寺の利宗を右街鑿義に充てた記録である。

若訥は、『法華経』に精通した天台僧で、『仏祖統紀』巻一七、『釈門正統』巻七、『大明高僧伝』巻一、『補統高僧伝』巻三、『杭州上天竺講寺志』巻四（中国仏寺史志叢刊第一輯第二六冊）などに立伝されている。いま『仏祖統紀』と『釈門正統』の内容を踏まえながら紹介しておきたい。

若訥は、嘉興孫氏の出身で、字は希言である。紹興二三年（一一五三）、師の証悟円智法師（真教智仙の法嗣、『釈氏稽古略』巻四によれば、証悟円智は紹興二八年 一一五八 一一月二二日に示寂）が上天竺寺の住職になった後、首座に命じられた。そして紹興二八年（一一五八）に証悟がなくなつた後、勅命によって同寺の住職になった。乾道三年（一一六七）春二月に、時の天子孝宗皇帝が寺を訪れた際、光明懺法の旨についての師の答えに喜び、右街僧録を授けた。そして、翌年（一一六八）四月八日に、入内した師が天子と問答を交

わし、天子に認められて、左街僧録に昇格すると同時に、慧光法師の号も賜った。さらに、淳熙二年（一一八四）に師が興福寺に隠居する際に、特別に両街都僧録を授けられ、時の皇太子（後の光宗皇帝）から親書の扁額を賜つた上、その高徳を讃える讃文も作製された。

その後、孝宗皇帝が太上皇に退いてから、師を宮中に招いて、『金剛経注』の作製を命ずるや、肩輿に乗つて入内し、宮中での宿泊が許された。紹興二年（一一九一）一〇月に八二歳をもって端坐のまま円寂した。同年、宗教広慈法師普照之塔の諡号が与えられ、給事の宋之瑞が碑銘を撰述した。ただしこの碑銘は現存していないようである。

また『仏祖統紀』などの記述では、若訥は右街僧録を授けられたのが、乾道三年春二月であるとされているが、『宋会要』の本項によれば、乾道三年ではなく、乾道元年（一一六五）七月二五日と齟齬を見せており、しかもそれは観音に祈祷して靈験があつたことによるものであるという。なお、子琳については、前項〔57〕の解説を参照されたい。

参考資料

永井政之、「南宋における仏教信仰の側面 上天竺寺・法慧寺・明慶寺」、『中国禅宗教団と民衆』内山書店、二〇〇〇年、六二八 六五九頁）